

振り込め詐欺救済法について

平成20年6月21日から「振り込め詐欺救済法（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律）」が施行となりました。

本法律は、被害者救済の観点から、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ滞留している犯罪被害資金の支払手続等について定めた法律です。

当金庫では、振り込め詐欺救済法の定めに基づき、振り込め詐欺等の犯罪被害資金を当金庫の口座に振り込んだ方からのご相談をお受けいたします。

振り込め詐欺救済法に基づき、口座名義人の預金債権消滅手続や分配金支払申請受付手続等を順次行いますので、被害資金の実際の支払までには時間がかかることもあります。それまでは被害のお申出を承り、実際に被害資金返還の手続きが行われる際に連絡を差し上げる取り扱いとなりますのでご了承ください。

詳細につきましては、最寄りの営業店へお問い合わせ下さい。

振り込め詐欺救済法に基づく公告および預金保険機構の詳細につきましては、当金庫窓口にお問い合わせください。

預金保険機構の振り込め詐欺救済法に基づく公告のウェブサイト	http://furikomesagi.dic.go.jp/
預金保険機構のウェブサイト	http://www.dic.go.jp/
振り込め詐欺救済法に関するQ & A	クリックして下さい